令和６年度決算に基づく健全化判断比率の概要

健全化判断比率とは、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4指標からなり、それぞれ、早期健全化基準（イエローカード）、財政再生基準（レッドカード）が定められています。

各比率のいずれかが、定められた基準以上であった場合は、財政健全化計画や財政再生計画の策定が義務付けられています。

（単位：％）

比率名	令和５年度決算	令和６年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	説　明
実質赤字比率	—	—	11.25	20.00	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.00	全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率（3か年平均）	9.8	9.8	25.0	35.0	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（前年度に比べ変動なし）
中核市順位	（56/62）	（56/62）			
将来負担比率	81.7	72.1	350.0	—	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率（前年度比9.6ポイント改善）
中核市順位	（53/62）	（51/62）			

【備考】・実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と記載しています。
・令和６年度決算分の中核市順位は、各市の速報値を基に掲載しています。

各比率は、昨年度同様いずれも基準をクリアしています。

➢*詳細は、次ページ以降をご覧ください。*

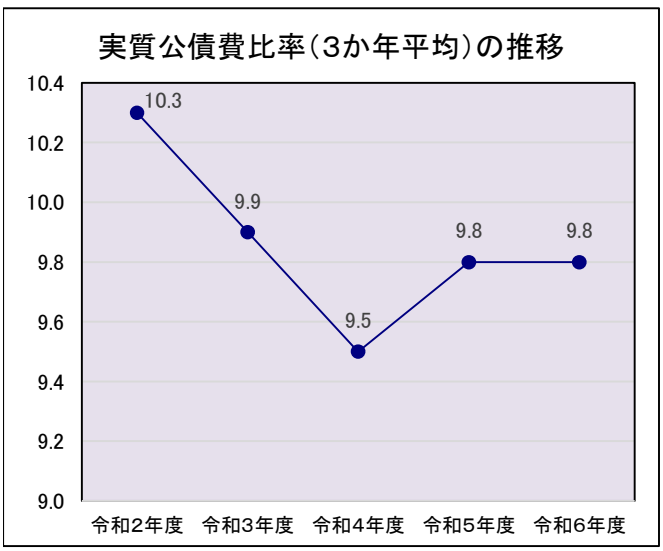

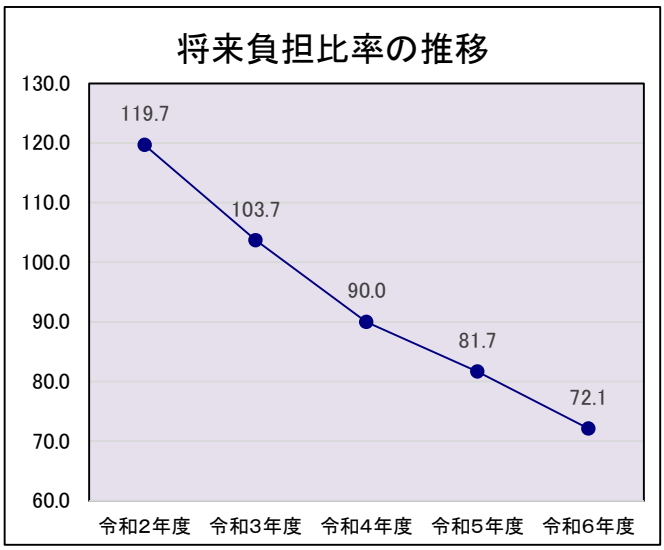

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。実質的な赤字が市税等の標準的な一年間の収入に対してどれくらいの割合になるのかを示す指標であり、数値が大きいほど、財政運営が厳しい状況であることを示しています。

【標準財政規模】

健全化判断比率を算定する際の基準額として用いられる額で，地方交付税算定上の地方公共団体の一般財源の標準規模に臨時財政対策債発行可能額を加算した額

	令和６年度	84,424,336千円
（参考）	令和５年度	82,177,434千円

【一般会計等】

一般会計、住宅新築資金等貸付金特別会計、土地区画整理事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

（単位：千円）

令和６年度実質赤字比率 ― ＝ 一般会計等の実質赤字額 0 / 標準財政規模 84,424,336 × 100

（参考）令和６年度実質黒字比率 3.98 ＝ 一般会計等の実質黒字額 3,360,636 / 標準財政規模 84,424,336 × 100

令和５年度実質黒字比率 4.57 ＝ 一般会計等の実質黒字額 3,760,957 / 標準財政規模 82,177,434 × 100

令和６年度決算における一般会計等の実質収支については、「3,360,636千円」の黒字であったことから、実質赤字比率は「―」表記としています。

なお、実質黒字額としては、令和５年度が「3,760,957千円」であったことから、「400,321千円」の減額となりましたので、参考比率として算出している実質黒字比率は0.59ポイントの悪化となります。

②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。全ての会計の赤字と黒字を合算して、奈良市全体の資金の不足の程度を指標化したものであり、数値が大きいほど、奈良市全体としての財政運営が厳しいことを示しています。

（単位：千円）

令和６年度連結実質赤字比率 ― ＝ 連結実質赤字額 0 / 標準財政規模 84,424,336 × 100

（参考）令和６年度連結実質黒字比率 16.50 ＝ 連結実質黒字額 13,933,747 / 標準財政規模 84,424,336 × 100

令和５年度連結実質黒字比率　17.58　＝　連結実質黒字額 14,453,377 ／ 標準財政規模 82,177,434　×　100

【会計別収支】

〇令和６年度実質収支額

会計名	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引	繰り越すべき財源	実質収支額	令和５年度 実質収支額
一般会計等	163,475,594	159,212,335	4,263,259	902,623	3,360,636	3,760,957
国民健康保険 特別会計	33,871,149	33,714,306	156,843	0	156,843	80,013
介護保険 特別会計	37,563,471	37,183,065	380,406	0	380,406	320,552
後期高齢者医療 特別会計	8,403,846	8,375,487	28,359	0	28,359	25,788

〇公営企業会計（法適）にかかる資金不足額等

会計名	流動負債	控除企業債等	控除未払金等	控除引当金等	流動資産	控除財源	貸倒引当金	資金不足額・剰余額	令和５年度 資金不足額・剰余額
水道事業会計	2,902,273	1,005,231	0	0	10,426,309	24,415	0	8,504,852	8,368,366
下水道事業会計	3,336,851	2,939,093	0	0	1,883,483	15,825	0	1,469,900	1,861,262
病院事業会計	260,691	179,116	0	0	114,326	0	0	32,751	36,439
							連結実質収支額　合計	13,933,747	14,453,377

令和６年度決算における全ての会計の実質収支総額については、「13,933,747千円」の黒字であったことから、連結実質赤字比率は「―」表記となります。

なお、令和５年度が「14,453,377千円」の黒字であったことから、「519,630千円」黒字が減額したことになり、実質黒字比率としては、令和５年度の「17.58%」から令和６年度の「16.50%」へと1.08ポイント悪化したことになります。

「水道事業会計」が「136,486千円」の黒字増額となっているものの、「一般会計等」については「400,321千円」の減額、「下水道事業会計」については「391,362千円」の減額となっており、これらが比率悪化の主な要因となっています。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。実質的な借入金の返済額が、市税等の標準的な一年間の収入に対してどのくらいの割合になるのかを示します。この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなど、資金繰りの危険度を示しています。

【元利償還金】
借入金（地方債）の返済額及びその利子

【準元利償還金】
一般会計等が負担する特別会計の元利償還金など、元利償還金に準ずるとみなされるもの

【基準財政需要額算入額】
地方公共団体が一年間の標準的な行政を行うのに必要な経費として、普通交付税に算入された額

（単位：千円）

令和６年度 実質公債費比率 9.8 ＝ {（地方債の元利償還金 18,751,580 ＋ 準元利償還金 870,087）－（特定財源 3,061,921 ＋ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 9,151,054）} ／ {標準財政規模 84,424,336 － 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 9,151,054} × 100

（参考）

令和５年度 実質公債費比率 10.2 ＝ {（地方債の元利償還金 18,471,178 ＋ 準元利償還金 1,096,024）－（特定財源 2,916,028 ＋ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 9,203,332）} ／ {標準財政規模 82,177,434 － 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 9,203,332} × 100

単年度指数		
	R3年度	9.8%
	R2年度	9.3%

R4～R6年度3か年平均	9.8%

R3～R5年度3か年平均	9.8%

区分	令和６年度	令和５年度	差額
地方債の元利償還金	18,751,580	18,471,178	280,402
準元利償還金	870,087	1,096,024	△ 225,937
特定財源	3,061,921	2,916,028	145,893
元利償還金･準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	9,151,054	9,203,332	△ 52,278
合　計　（分　子）	7,408,692	7,447,842	△ 39,150

令和６年度決算に基づく実質公債費比率については、単年度で「9.8%」と前年度比0.4ポイントの改善となりました。
分子において地方債の元利償還金が「280,402千円」増額となったものの、分母となる標準財政規模が前年度比「2,246,902千円」増額したことが主な要因としてあげられます。
なお、本比率は、3か年平均で算出しますので、令和４年度から令和６年度決算までの3か年平均では「9.8%」となり、前年度の3か年平均と同じ割合となりました。

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。奈良市が抱える実質的な負債の残高が、税等の標準的な一年間の収入に対してどのくらいの割合になるのかを示します。将来負担額には、地方債残高だけでなく、借入金ではないものの契約により支払いを約束したもの（都市再生機構への学校建設立替金等）、退職手当負担見込額等、奈良市が将来支払っていかなければならないものすべてを含めています。<u>この比率が高いほど、将来財政を圧迫する可能性が高くなります</u>。

（単位：千円）

令和６年度将来負担比率 ＝ (将来負担額 206,161,036) − (充当可能基金 15,395,247 + 特定財源見込額 27,007,718 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 109,485,641) ／ (標準財政規模 84,424,336 − 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 9,151,054) × 100 ＝ 72.1

（参考）

令和５年度将来負担比率 ＝ (将来負担額 215,509,789) − (充当可能基金 12,995,164 + 特定財源見込額 27,946,654 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 114,922,719) ／ (標準財政規模 82,177,434 − 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 9,203,332) × 100 ＝ 81.7

【将来負担額】

区分	令和６年度	令和５年度	差額
地方債現在高	176,213,081	183,736,839	△ 7,523,758
債務負担行為に基づく支出予定額	0	1,731	△ 1,731
公営企業債等繰入見込額	12,747,136	14,929,683	△ 2,182,547
退職手当負担見込額	17,200,819	16,841,536	359,283
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0
合　　計	206,161,036	215,509,789	△ 9,348,753

【充当可能財源等】

区分	令和６年度	令和５年度	差額
充当可能基金	15,395,247	12,995,164	2,400,083
充当可能特定財源見込額	27,007,718	27,946,654	△ 938,936
基準財政需要額算入見込額	109,485,641	114,922,719	△ 5,437,078
合　　計	151,888,606	155,864,537	△ 3,975,931

【公営企業債繰入見込額】
特別会計の地方債残高のうち、将来一般会計等が負担すると見込まれる額

令和６年度の将来負担比率については、「72.1%」となり前年度比9.6ポイントの改善となりました。
主な要因として、地方債新規発行額が10,591,826千円に対して元金償還額18,115,584千円となり、現在高が「7,523,758千円」減少したこと、公営企業債等繰入見込額が「2,182,547千円」減額したこと等により、分子内の将来負担額が「9,348,753千円」の減額となったことがあげられます。
また、基準財政需要額算入見込額が「5,437,078千円」の減額、将来負担額から控除される充当可能特定財源見込額が「938,936千円」の減額、充当可能基金が「2,400,083千円」の増額となったため、差引で分子となる負担額としては「5,372,822千円」の減額となりました。

【 健 全 化 判 断 比 率 の 対 象 】

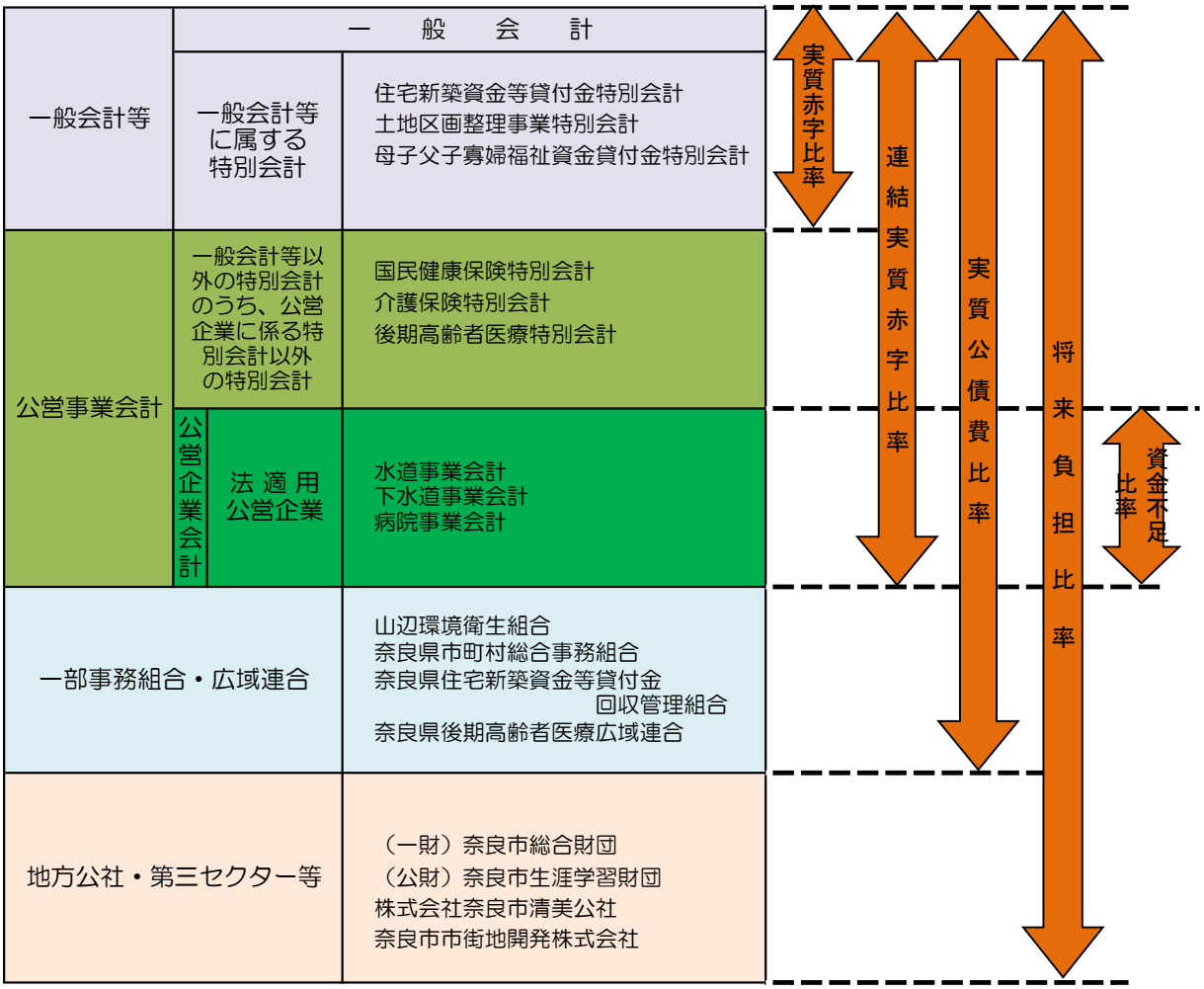
一般会計等
一般会計
一般会計等に属する特別会計
住宅新築資金等貸付金特別会計
土地区画整理事業特別会計
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計
公営事業会計
一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計
国民健康保険特別会計
介護保険特別会計
後期高齢者医療特別会計
公営企業会計
法適用公営企業
水道事業会計
下水道事業会計
病院事業会計
一部事務組合・広域連合
山辺環境衛生組合
奈良県市町村総合事務組合
奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合
奈良県後期高齢者医療広域連合
地方公社・第三セクター等
（一財）奈良市総合財団
（公財）奈良市生涯学習財団
株式会社奈良市清美公社
奈良市市街地開発株式会社
実質赤字比率
連結実質赤字比率
実質公債費比率
将来負担比率
資金不足比率